

オープン化制度について【都市・地域再生等利用区域の指定】



国土交通省
大和川河川事務所

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、**平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正**し、一定の要件を満たす場合、**営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。**（河川空間のオープン化）



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 飲食店の川テラス



愛知県 乙川 イベント空間

オープン化が適用される要件

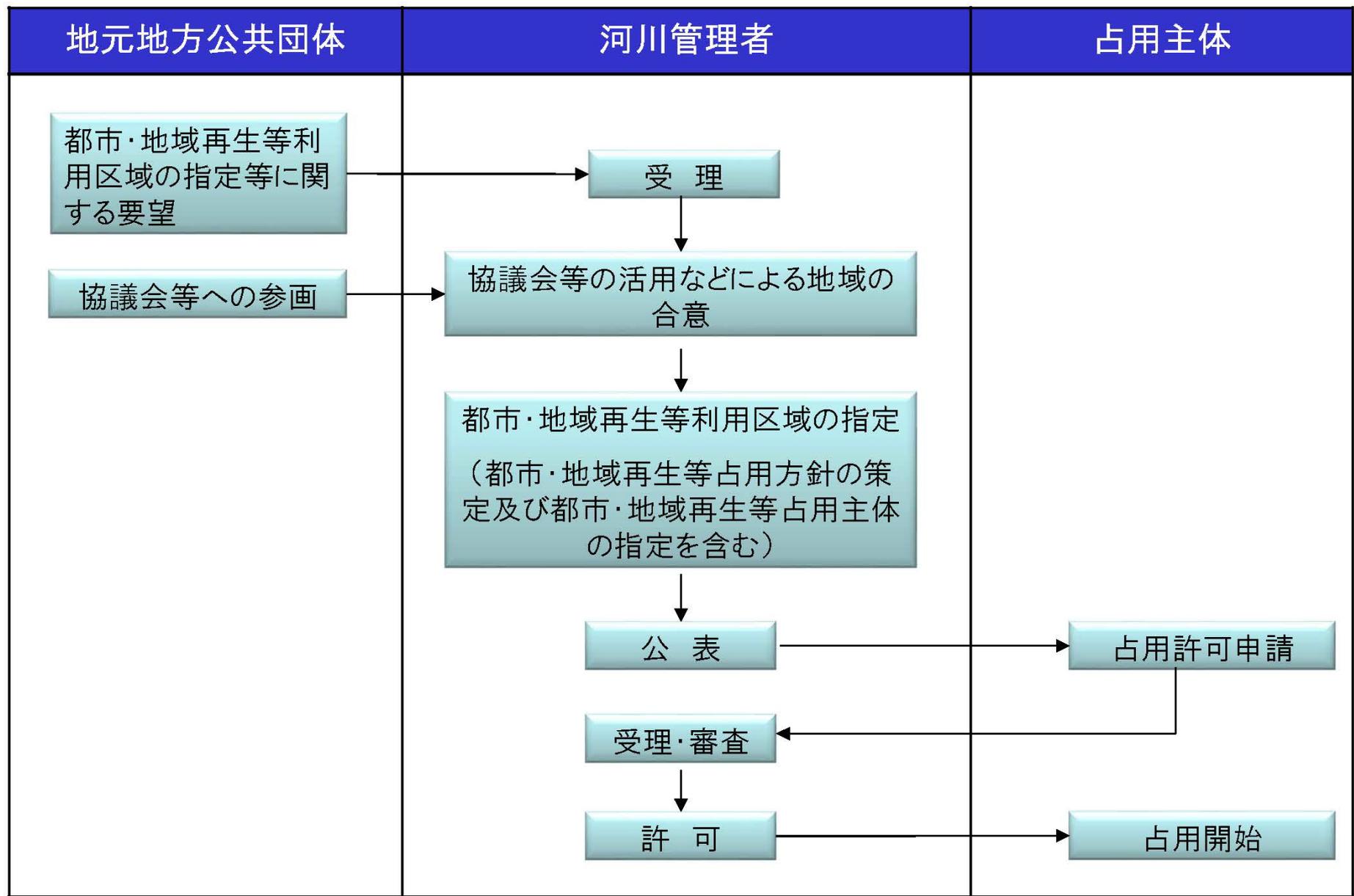
- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



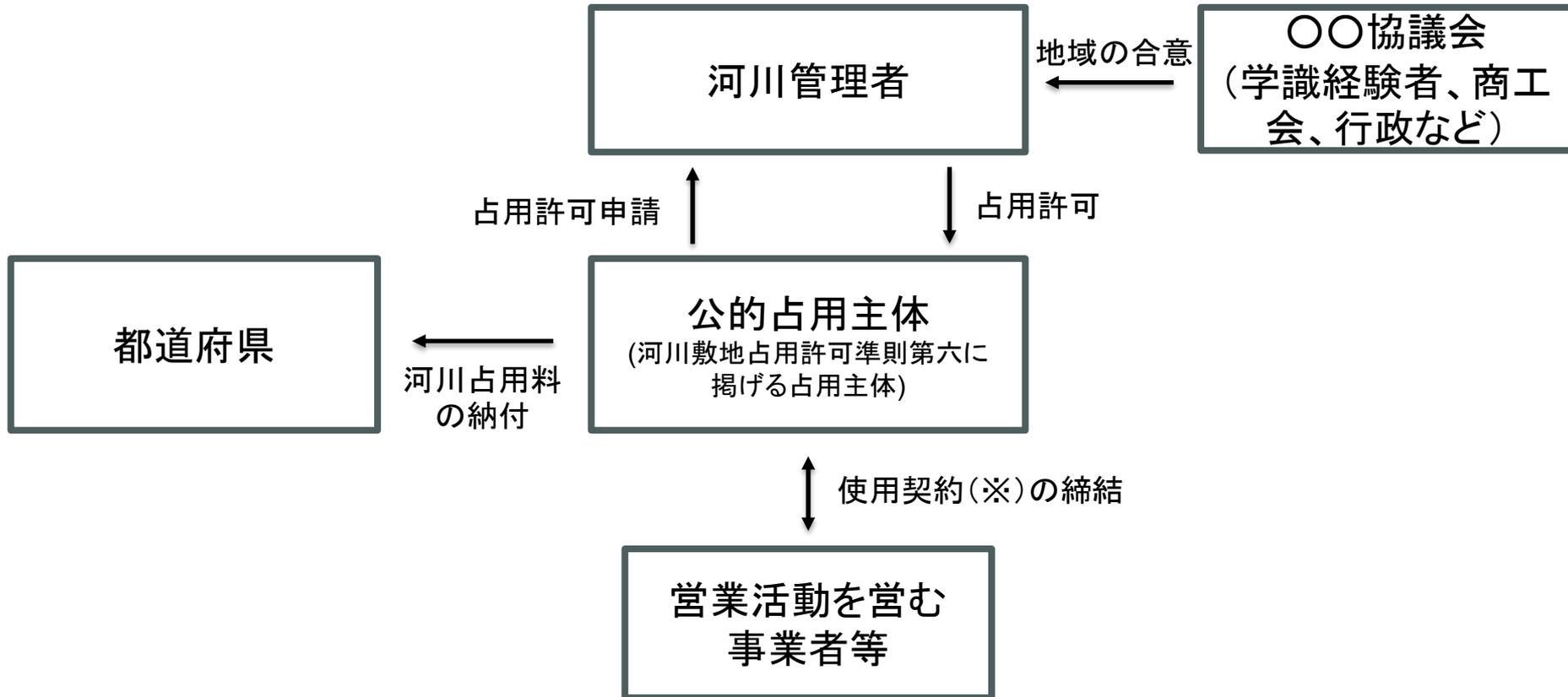
埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等



【～公的占用主体が民間事業者等に施設を使用させる場合～】

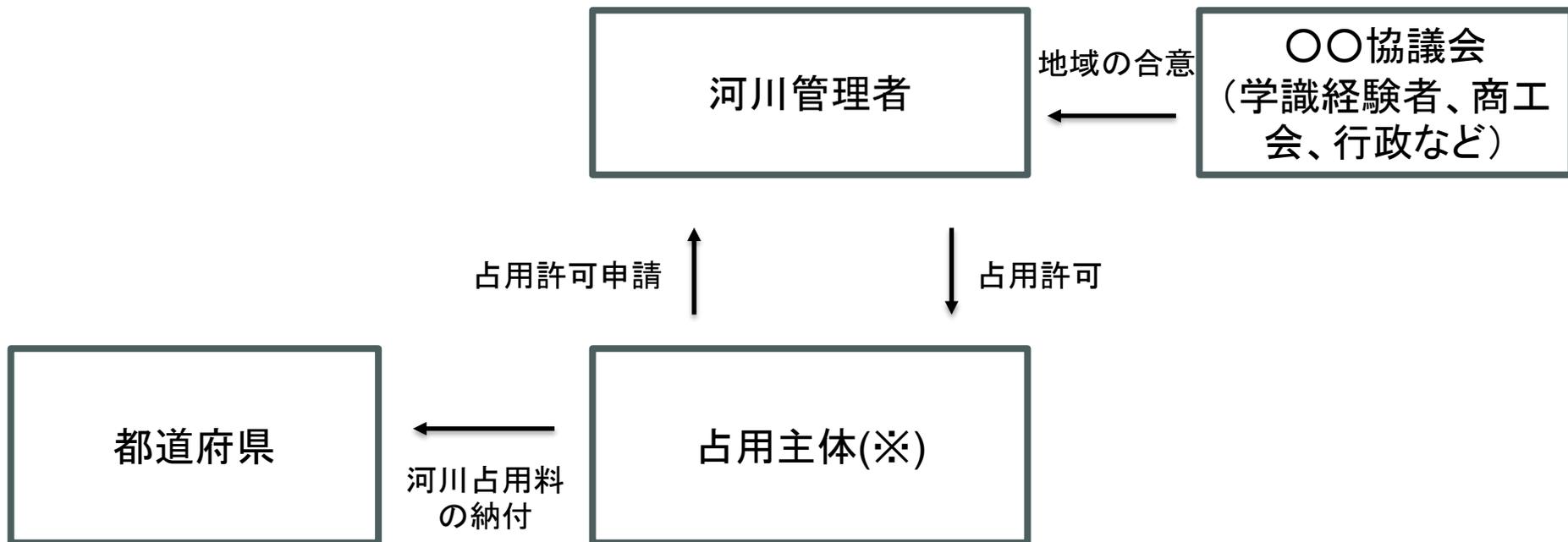


※使用契約について

○公的占用主体は、事業者と使用契約を締結することで、占用施設を民間事業者に使用させることができる。

○公的占用主体が民間事業者から施設利用料を得る場合には、その収入を施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出のための費用に充てる。

【～占用主体自らが施設を使用する場合～】



※占用主体について

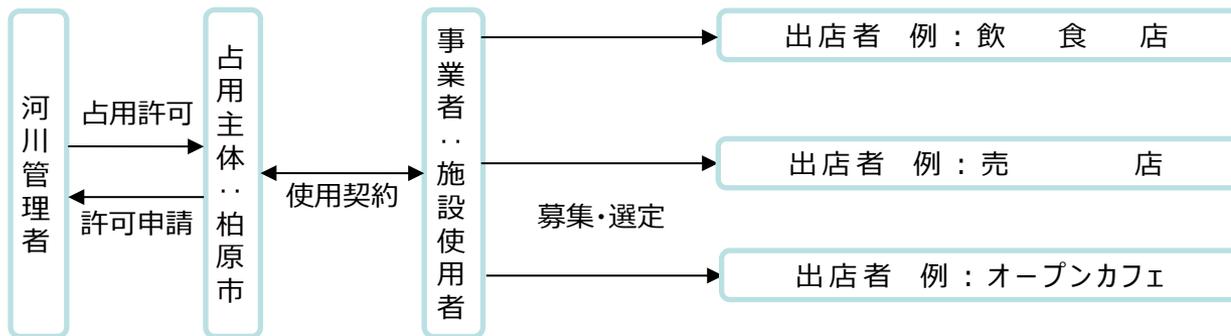
○公的占用主体だけでなく、営業活動を行う事業者等(民間事業者)も占用主体となることができる。

『通常占用』と『オープン化』の違い

	通常占用	オープン化
占用主体	地方公共団体、公共交通事業者、公益法人などの公共性、公益性を有するもの。 ※準則第六に掲げる占用主体	左記に加え、民間事業者も占用主体になることができる。
占用施設	公園、ガス管、電線など。 ※準則第七...河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設や公共性・公益性のある事業のために河川敷地を利用する施設など。	左記に加え、遊歩道や船着場、オープンカフェ、広告板などの施設を占用可能
民間事業者による施設の使用	<u>民間事業者は使用不可</u>	<u>民間事業者でも使用可能</u> ※準則第六に掲げる占用主体であれば、使用契約を締結することで民間事業者に施設を使用させることができる。
占用期間	占用『施設』によって異なる。 ・基本的には10年以内 ・グライダー練習場などの周辺環境に影響を与える施設であれば5年以内	占用主体・施設を問わず基本的には10年以内

準則=河川敷地占用許可準則 (https://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/index.html)

スキーム図



過去のイベント

- アウトドアサウナフェス in 柏原
アウトドアサウナを体感できるテントサウナを河川敷に設置。
防災エリアや縁日エリアなど、家族で楽しめるブースを用意。
- ファミリーフェスティバル in 柏原
クイディッチやモルック、サッセンなど幅広い年齢層が楽しめるスポーツ
コンテンツによって地域の連帯感を高める。

オープン化によって（柏原市の声）

- 自治体だけでは考えられないようなイベントが開催でき、事業者数も増加傾向にある。
毎回異なる事業者と使用契約を締結し、イベント内容も異なるため調整が必要になる。
⇒ 事業者に都市・地域全体の再生と活性化というオープン化の趣旨について理解していただき、
警察や消防など関係機関と協議の上、イベント内容を決定している。

